

「島田市における公民館の今後の在り方について」提言書の構成と論点（案）

〇はじめに

1. 公民館創設背景

- (1) 文部次官通牒「公民館の設置運営について」1946年7月
- (2) 寺中構想「公民館のコンセプト」1946年10月

2. 制度上の公民館の目的、役割等

- (1) 社会教育法20条、21条、22条、23条
- (2) 最近の運営指針動向
 - ① 平成29年3月社会教育法の改正「学校と地域連携、地域学校協働活動推進員の委嘱」
 - ② 平成30年12月中央教育審議会答申「従来の役割に加え、次のような役割も期待。
地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点」
 - ③ 令和元年6月第9次地方分権一括法「社会教育施設の首長部局への移管可能化」

3. 島田市における公民館の特徴と課題

- (1) 特徴
 - ① 地元の学校や自治会、コミュニティ、ボランティア団体との連携が取れている。
 - ② 事業活動として、市民学級や高齢者学級をはじめとした社会教育講座等を実施している。
 - ③ 特色ある事業としては、六合では「チャレンジスクール」、初倉では「里の楽校」、金谷では「げんきキッズわくわくクラブ」という名称で児童を対象とした講座を開催している。
- (2) 課題
 - ① 利用者の年齢層に偏りがある。（若年層や男性の利用が少ない。）
 - ② 利用者が固定化されている傾向にある。（限定された地域住民の交流の場として利用されている。）
 - ③ 地域課題の解決につながる仕組み（学習機会の提供）の構築が不十分である。
 - ④ 社会教育法に定める公民館の枠組みでは、変化する社会状況や地域住民のニーズに答えきれない面がある。

4. 島田市における今後の公民館の在り方（提言）

- (1) 公民館の基本機能・役割
- (2) 公民館独自のパーパス（存在意義）「何のために存在するのか」設定
- (3) 施設内機能及び近隣施設との連携、機能分担

- (4) 所管部署、指定管理者との連携
- (5) 求められる機能・役割
 - ① 地域住民の交流の場
 - ② 地域住民の学習の場
 - ③ 地域組織との連携

○あとながき（おわりに）

○令和3、4、5年度社会教育委員名簿

○審議経過の概要

○奥付け

※その他、検討事項（公民館活動事例視察研究結果（報告）を盛り込むか）